



# 賛助会員 入会審査基準

---

一般社団法人日本ソーシャルウォーク協会（JSWA という）が規定する以下の条項を入会時の審査基準とする。

1 JSWA の目的（定款第 3 条）に賛同出来ること。

- (1) 「ソーシャルウォーク」の実践啓蒙に寄与できること。
- (2) JSWA の会員を対象に実施する大会、セミナーやイベントなどに寄与できること。
- (3) 自然保護や環境保全の普及啓蒙に寄与できること。
- (4) 健康増進のための運動習慣の普及啓蒙に寄与できること。
- (5) 歩く環境整備や利用促進に関する国及び地方公共団体の施策への協力に寄与できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、JSWA の目的を達成するために必要な事業に寄与できること。

2 JSWA の目的に賛同し、賛助出来る以下のいずれかの法人またはそれに準ずる団体であること。

- ① 商法上の法人であること。
- ② 個人経営であっても、商取引の実績があること。
- ③ 団体組織の場合、活動実績があること。

3 JSWA の個人会員並びに法人賛助会員 A・B を対象に当協会が実施するセミナー、イベント等により生じうる一切の損害（精神的苦痛、人材等の派遣の際に生じた事故、または、その他の金銭的損失を含む一切の不利益）を JSWA に請求しないこと。

4 JSWA に、会社名、代表者名、本店または営業所所在地、資本金額または出資金額、年商および主要取引先等の必要事項を申込書に記載し申請すること。また、反社会的勢力との関係遮断体制が取られていること。これら届出事項に変更がある場合はすみやかに届出をすること。

5 JSWA が求めた場合、公的証明書（例えば登記簿謄本）等をすみやかに提出出来ること。

6 会員は、JSWA が承認した場合を除き、JSWA を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

7 上記の条項および関係諸規定を遵守出来ること。

## JSWA 賛助会員 入会審査基準・別紙一1

### 年会費

区分	年会費（4月1日～3月31日）	賛助会員特典
法人賛助会員 A	一口 108,000 円	WEBメールマガジン配信
法人賛助会員 B （災害リスク管理会員）	54,000 円	WEBメールマガジン配信

初年度は入会月により、月割りの年会費を適用。

### 〈初年度 賛助会員 会費一覧〉

入会月	法人賛助会員 A	法人賛助会員 B （災害リスク管理会員）	入会月	法人賛助会員 A	法人賛助会員 B （災害リスク管理会員）
4月	108,000 円	54,000 円	10月	54,000 円	27,000 円
5月	99,000 円	49,500 円	11月	45,000 円	22,500 円
6月	90,000 円	45,000 円	12月	36,000 円	18,000 円
7月	81,000 円	40,500 円	1月	27,000 円	13,500 円
8月	72,000 円	36,000 円	2月	18,000 円	9,000 円
9月	63,000 円	31,500 円	3月	9,000 円	4,500 円

※年会費は前年度末（3月末日）までに納入すること。

※初年度のみ消費税を加算した金額になります。

## 賛助会員規定

### 〈年会費〉

- ・年会費は前年度末（3月末日）までに納入すること。
- ・年会費の納入が前年度末（3月末日）までに確認できない場合は、以後 web マガジンの配信をはじめ、特典付与などを停止する。  
年会費の入金が確認出来次第、再開する。
- ・年会費を納入しなければ、会員特典を受けることが出来ない。
- ・年会費を1年以上滞納した場合、会員の資格を喪失し、以後協会に再入会することはできない。

### 〈退会〉

- ・退会は、所定の届書に必要事項を記入し、協会宛てに提出しなければならない。
- ・電話による退会連絡は正式な退会とはみなさない。必ず届書の提出をすること。
- ・退会の届出は、前年度末（3月末日）までに提出しなくてはならない。
- ・協会の会計年度は4月～3月となっているため、新年度に入ってから退会の届出を提出した場合、新年度の年会費を納入後、新年度末日の退会とする。
- ・年会費の滞納がある場合は、必ず未納の年会費を納入後の退会とする。
- ・年会費を1年以上滞納した場合、会員の資格喪失（定款第3章第8条）による退会とし、以後協会に再入会することは出来ない。